

令和 7 年度  
狛江市地域包括支援センター  
運営方針  
(案)

令和 7 年 4 月  
狛江市

## 目 次

I	運営方針の目的.....	1
II	地域包括支援センターの設置目的.....	1
III	センター運営の視点.....	1
	（1）公益性の視点	
	（2）地域性の視点	
	（3）協働性の視点	
IV	地域共生社会の実現に向けた市の方針.....	2
V	狛江市における高齢者人口等の動向.....	2
	（1）高齢者人口の動向	
	（2）センター圏域ごとの高齢者人口及び高齢化率	
	（3）要介護・要支援認定者数の動向	
VI	業務運営の指針.....	4
1	共通事項.....	4
	（1）目標設定	
	（2）設置場所等	
	（3）職員体制	
	（4）職員の対応	
	（5）市との連携体制	
	（6）一元的な事業展開と役割分担	
	（7）個人情報保護	
	（8）緊急時の対応	
	（9）事業報告書及び変更届出書の提出	
	（10）センター受託事業の実施	
2	各事業における具体的な計画.....	7
	（1）第1号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)委託	
	（2）総合相談支援事業委託	
	（3）権利擁護事業委託	
	（4）包括的・継続的ケアマネジメント支援事業委託	
	（5）認知症総合支援事業委託	
	（6）地域ケア会議推進事業委託	
	（7）地域リハビリテーション活動支援事業委託	
	（8）ICTを活用した介護予防拠点整備事業委託	
	（9）介護予防・フレイル予防推進事業委託	
	（10）家族介護者の会運営委託	
	（11）高齢者福祉サービス費等訪問調査委託	
	（12）介護予防普及啓発事業委託	
	（13）地域包括支援センター地域支援強化事業委託	

## I 運営方針の目的

「地域包括支援センター運営方針」（以下「運営方針」という。）は、介護保険法（以下「法」という。）第115条の47第1項に基づき、狛江市（以下「市」という。）における地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営の基本的考え方と業務推進の方向性を明確にするとともに、センター業務の円滑かつ効果的な実施に資することを目的とします。

## II 地域包括支援センターの設置目的

センターは、法第115条の46第1項に基づき、高齢者等の地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを推進することを目的とする施設であり、医療、介護、生活支援、住まい等が、地域において切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた中核機関としての役割が求められています。

## III センター運営の視点

### （1）公益性の視点

- ①センターは、市の介護・福祉行政を担う公的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行います。
- ②センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国、都及び市の公費により負担されていることを十分に理解し、適切な事業運営を行います。

### （2）地域性の視点

- ①センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であることから、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。
- ②地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）や地域ケア会議等の場を通じて、地域住民や関係機関、サービス利用者等の意見を集め、日々の業務に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けた積極的な取組を展開します。

### （3）協働性の視点

- ①センターの保健師、看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員、精神保健福祉士等の専門職が相互に情報を共有し、連携、協働の実施体制を構築し、業務全体を支えます。
- ②センターは、地域の保健、福祉、医療の専門職やボランティア、民生委員・児童委員等の関係者と連携を図りながら活動します。
- ③市民の保健、医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、センターは互いに協働し、市と連携しながらセンターの機能を発揮、強化するよう努めます。

## IV 地域共生社会の実現に向けた市の方針

市では、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間を計画期間とした第1次地域共生社会推進基本計画(あいとぴあレインボープラン)を策定しており、その基本理念を「全ての市民が、生涯にわたり個人として尊重され、支え合って、誰もが排除されない地域社会の実現を目指します。」と掲げました。

この基本理念を実現するために達成すべき基本目標を以下のとおり定めています。

### 基本目標1 一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築

支援を必要とする全ての人が必要とする支援を受けられるよう、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した生活課題に対して、複数の相談支援機関等相互間のネットワークによる支援体制づくりを進めます。

### 基本目標2 「つながり」を実感できる地域づくり

一人ひとりが地域生活課題に対し、自分自身の問題として受け止め、市、市民及び事業者が連携・協働して、解決に向けてみんなで支え合う地域づくりを進めます。

### 基本目標3 社会参加を進めるシステムづくり

本人のニーズ・希望と地域の資源との間の丁寧なマッチング、本人への地域への定着支援と受け入れ先の支援を行うことで、社会とのつながり作りに向けた支援体制の構築を推進します。

### 基本目標4 総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等により、フォーマル、インフォーマルなサービスを活用して、総合的で切れ目のない生活支援システムを構築してまいります。

### 基本目標5 多機関で協働して支援に当たる体制の構築

重層的支援体制整備事業における関係者間の円滑な連携を図るなど、既存の相談支援機関をサポートし、包括的な支援体制の構築を支援します。

市が目指す地域共生社会を実現するため、複雑化・複合化した相談を受け止める相談支援体制を強化し、多機関で協働して包括的な支援体制の構築を進めていきます。

また、生活支援コーディネーターを中心とした生活支援体制整備協議会の活動を通じて、個々のニーズに対応した関係機関のネットワークの強化及びマッチングの仕組みづくりを行います。

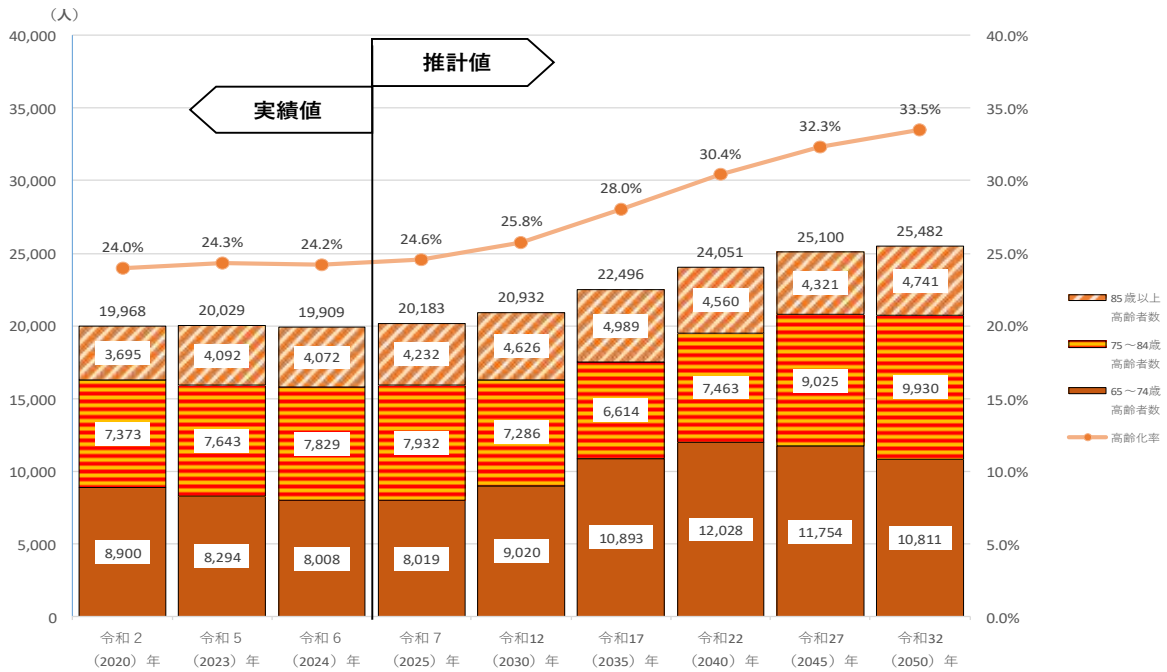
さらに、介護予防・フレイル予防の推進、認知症基本法の基本理念等を踏まえた認知症に関する理解啓発等の取組みを推進し、認知症の人とその家族が安心して暮らせる地域づくり、高齢者の就労・社会参加・生きがいづくりを支援し高齢者が地域で元気に活躍できる環境整備・事業の充実に努めます。

## V 狛江市における高齢者人口等の動向

### (1) 高齢者人口の動向

令和6年10月1日現在、狛江市の人口は82,156人で、そのうち65歳以上の高齢者人口は19,909人、高齢化率は24.2%となっています。

計画期間(令和6年度～令和11年度)中、「団塊の世代」の全ての方が75歳以上となる令和7年度における高齢者人口は、20,183人に達すると推計されています。



## (2) センター圏域ごとの高齢者人口及び高齢化率

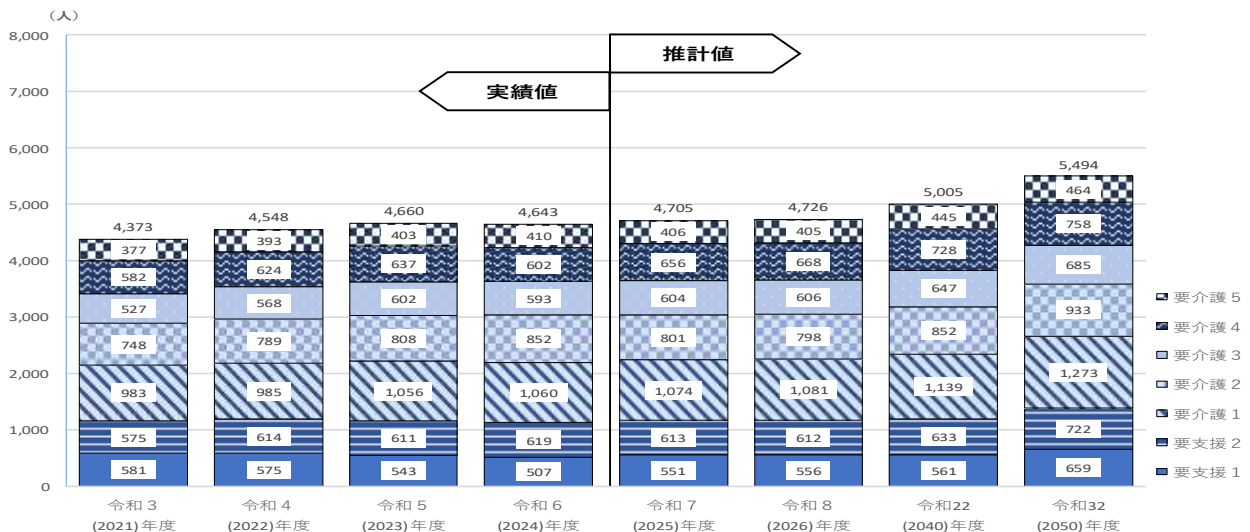
令和6年10月1日現在の各センターの圏域における高齢者人口及び高齢化率は以下のとおりです。

	狛江市全体	あいとぴあ	こまえ苑	こまえ正吉苑
高齢者人口 (人)	19,909	5,308	6,618	7,983
高齢化率 (%)	24.2	22.4	22.5	27.5

## (3) 要介護・要支援認定者数の動向

令和6年10月1日現在での狛江市の要介護（要支援）認定者数は4,643人となっています。

計画期間中、「団塊の世代」全ての方が75歳以上となる令和7年度における要介護（要支援）認定者数は、4,705人になると推計されています。



## VI 業務運営の指針

### 1 共通事項

#### (1) 目標設定

各センターは、圏域の実情に応じた重点課題、重点目標を設定し、目標達成に向けた事業運営を行うとともに、事業年度毎に目標に対する事業評価と、次年度以降に向けた課題の抽出を行い、その解決方法について検討します。

#### (2) 設置場所等

センター名 称	あいとぴあ 地域包括支援センター	地域包括支援センター こまえ正吉苑	地域包括支援センター こまえ苑
担当地域	中和泉・西和泉・ 元和泉・東和泉	和泉本町・東野川・ 西野川	岩戸南・岩戸北・ 猪方・駒井町
開設日	月～土（第三土曜除く）	月～土	月～土
相談時間	午前8時30分～ 午後5時30分	午前8時30分～ 午後5時30分	午前8時30分～ 午後5時30分
所在地	狛江市元和泉二丁目 35番1号 あいとぴあセンター内	狛江市西野川二丁目 27番23号	狛江市岩戸南四丁目 17番17号
電 話	03-5438-3565	03-5438-2522	03-3489-2422

#### (3) 職員体制

センターは、次の①から④の各職種ごとに求められる経験を持つ職員を各1名以上常勤かつ専従で配置します。

職 種
① 保健師又は地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師
② 社会福祉士又は福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上若しくは介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者
③ 主任介護支援専門員又は、ケアマネジメントリーダー研修を終了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者
④ 精神保健分野における実務経験年数3年以上の精神保健福祉士又は社会福祉士若しくは保健師、看護師等

(注1) 職員配置は、令和6年4月の介護保険法等改正により、3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）の配置は原則とし、3つのセンターで合算して3職種を配置することが可能になりました。

(注2) 市の委託する包括的支援事業等が十分かつ適切に実施されていることを前提として、業務間におけるチームアプローチを図る観点から、同一職員の指定介護予防支援事業との兼務を可能とします。

(注3) その他センターにおいて包括的支援事業を効果的かつ効率的に実施するために市長が必要と認める者を置くことができます。

職員配置状況（令和6年10月1日現在）

職 種		あいとびあ	こまえ正吉苑	こまえ苑
①保健師・看護師		2名（兼務）	1名（専従）	2名（専従）
②社会福祉士		1名（専従）	2名（専従）	1名（専従）
③主任介護支援専門員		1名（専従）	1名（専従）	1名（専従）
④精神保健福祉士		1名（兼務）	1名（専従）	1名（専従）
そ の 他	センター長	1名（兼務）	1名（兼務）	1名（兼務）
	認知症地域支援推進員	1名（兼務）	1名（兼務）	1名（兼務）
	介護予防・フレイル予防推進員	1名（兼務）	1名（専従）	1名（兼務）
	介護予防プランナー	1名（専従）	2名（専従）	2名（専従）

（4）職員の対応

センター長は、各職員及びセンター全体の業務を把握し、一部の業務への偏重、一部の職員に業務が集中することなく業務の調整が図られるよう業務管理に努めるものとしします。

またセンター職員は、センターの設置目的と基本的機能を共通認識として持ち、公正、中立的な立場から業務を遂行するとともに、抱えている事例や対処方法について相互に情報を共有し、4職種が協働して業務を遂行するものとしします。

（5）市との連携体制

センターは、次に掲げる会議等に参加し、市及び関係機関等との連携強化を図るものとしします。

① 地域包括支援センター運営協議会

有識者、介護支援事業者、NPO関係者、市民等により構成され、センターの公正、中立的な運営の確保に向けて、市長の諮問事項に対し議論するとともに、センターの運営に関する事項について、協議、決定及び評価する役割を果たします。

② 認知症連携会議

センター、医師、ソーシャルワーカー、看護師、介護支援専門員、市等により構成され、認知症初期集中支援チーム、もの忘れ相談会、認知症カフェ等、市や参加機関の認知症に関する取組について、情報共有、意見交換等を行います。

③ 生活支援体制整備協議会

センター、社会福祉協議会、シルバー人材センター、生活支援住民団体等、高齢者支援に繋がる地域資源の関係者により構成され、市内における生活支援需要の把握、生活支援に関する情報共有と政策形成等を行うことで、関係者間のネットワークを強化しながら生活支援コーディネーターを組織的にサポートする会議です。

④ 介護予防等による地域づくり推進員連絡会

介護予防・フレイル予防推進員、生活支援コーディネーター及び市等により、介護予防の推進と生活支援の充実に向けた方向性について関係者間の合意を図るための会議です。

⑤ その他

このほか、市や関係機関等が開催する会議のうち、センターの参加が適切と認められる会議に参加します。

**(6) 一元的な事業展開と役割分担**

従来、市及び3つのセンターがそれぞれ講演会等事業を展開してきましたが、4者による協同した一元的な事業とするため、認知症分野、介護予防及び歯科口腔分野において企画段階から事業の重複除外と役割分担を明確化します。

**(7) 個人情報の保護**

相談記録及び関係文書等の情報を適切に管理、保管するとともに、業務の遂行にあたり知り得た個人情報について、漏えい及び目的外利用の防止に向けた適切な管理体制を整備し、厳重な取扱いを徹底します。

**(8) 緊急時の対応**

センターの開設時間外においても、緊急時において連絡がとれるよう連絡体制や連絡網等を整備します。またセンターに対する苦情を受けた場合は、その内容及び対応等を記録し、必要に応じて速やかに市に報告します。

**(9) 事業報告書及び変更届出書の提出**

センターは、各月別の業務の執行状況を四半期ごとにまとめ、翌月の15日までに市に報告します。また職員の変更等があった場合は、速やかに変更届出書を提出します。

**(10) センター受託事業の実施**

センターは、市からの受託事業として以下の事業を実施するものとします。各事業における具体的計画は、次項のとおりです。

- ① 第1号介護予防支援事業委託 【センター必須事業】
- ② 総合相談支援事業委託 【センター必須事業】
- ③ 権利擁護事業委託 【センター必須事業】
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業委託 【センター必須事業】
- ⑤ 認知症総合支援事業委託
- ⑥ 地域ケア会議推進事業委託
- ⑦ 地域リハビリテーション活動支援事業委託
- ⑧ ICTを活用した介護予防拠点整備事業委託
- ⑨ 介護予防・フレイル予防推進事業委託
- ⑩ 家族介護者の会運営委託
- ⑪ 高齢者福祉サービス費等訪問調査委託
- ⑫ 介護予防普及啓発事業委託
- ⑬ 地域包括支援センター地域支援強化事業委託



## 2 各事業における具体的な計画

次回の協議会で審議

『令和7年度狛江市地域包括支援センター運営方針』

編 集 狛江市福祉保健部高齢障がい課

発行日 令和7年4月